

自動車及び同部品に関する橋本龍太郎日本国通商産業大臣
及びマイケル・カンター米国通商代表の共同発表（仮訳）

1995年6月28日
ジュネーブ

橋本龍太郎日本国通商産業大臣及びマイケル・カンター米国通商代表は、1995年6月26、27及び28日の会合後、次の共同発表を行う。

両大臣は、それぞれの国の雇用、生産、及び国の富に対する直接及び間接的貢献を含め、それぞれの国の経済において果たす自動車分野の中心的な役割を認識する。両大臣は、この分野における貿易を拡大し、及び競争を促進し、並びに世界経済を成長させることの重要性を認識する。両大臣はこの目的を達成するためには、両国政府及びそれぞれの国の民間分野による協調的な努力を必要とすることを認識する。

橋本大臣は、自動車分野における国際情勢に取り組む民間分野の努力のための指針となる4つの原則、すなわち、世界化（グローバルイゼーション）、現地化、産業協力及び透明性を主張し、並びにカンター大使は、それぞれの原則に同意した。

この点に関し、橋本大臣及びカンター大使は、日本において及び進出企業（トランスプラント）を通じて競争的な外国製部品の購入を増加するために、1990、92、94年に日本の自動車会社によって発表され及びとられた計画に留意し及び同計画を評価した。両大臣は、この計画の下での購入の増加を歓迎する。

両大臣は、更に、完成車、主要部品及びサブアッセンブリーの海外生産を増大し、部品の調達を更に現地化し、並びに組み付け部品及び補修部品として日本において使用される競争的な外国製品の購入を更に増加する計画を、日本の自動車会社が最近追加的に発表したことを歓迎する。日本の自動車会社は、また、部品の購入に関する透明性を確保し、及びその購入が資本関係に基づき供給者に対して差別的ではないことを確保することも発表した。

橋本大臣とカンター代表は、米国の自動車会社が、日本において競争的な製品、価格及びサービスを提供することにより、日本市場におけるプレゼンスを拡大する計画及び意図を表明する声明を発表したことを喜ばしく思う。

両大臣は米国又は日本の企業により新たに発表された計画が約束でなく、いずれの国の貿易の

是正に関する法律の対象でもないことを認識し、理解する。むしろ、これらの計画は、市場の状況その他の要因に関する研究に基づく企業の経験上の予測及び意図である。両大臣は、市場の状況の変化がこれらの計画の達成に影響を与えるかもしれないことを認識し及び理解する。

最後に、上記で言及した民間部門の努力とは別に、両大臣は、米国政府及び日本国政府が、本日、自動車及び同部品に関する包括協議を成功裡に決着させたことを発表することを喜ばしく思う。上述の民間部門の努力は、包括協議の一部ではないが、両大臣は、包括協議が、日本の補修部品市場に影響を有する整備工場の規制緩和等の両国政府によってとられる「措置」と呼ばれる種々の政府の行動を扱っていることを再確認する。「措置」の実施状況の評価は、遠成された進展の評価と並んで、定性的及び定量的基準の総合的な検討に基づく。これらの基準は、例えば、自動車・同部品の貿易、在米日系進出企業（トランスプラント）による部品調達、為替レートを含む市場の状況、競争的な供給条件で競争的な製品を提供するための米国市場・同部品製造者の努力等を扱っている。

日本自動車メーカーの計画に関する橋本龍太郎日本国通商産業大臣
及びマイケル・カンター米国通商代表の共同発表（仮訳）

1．カンター代表は、これらの個別企業の計画に基づいて、北米市場に関し以下の見積りを行った。

（1）北米型部品の購入は、1998年までに67.5億ドル増加する。

（2）これら企業は、北米における完成車生産を1998年までに210万台から265万台に増加させる。

また、カンター代表は、これらの日本企業が日本における使用のために外国製部品の購入を1998年までに60億ドル（価額）増加させることを見積った。

2．橋本大臣は、日本国政府はこの見積りの計算に関与していない旨を述べた。何故ならば、この見積りの計算が政府による対応が可能で責任が及ぶ範囲を超えたものであるからである。橋本大臣は、この見積りがUSTRのみによるものである旨を述べた。

ディーラーシップに関する橋本龍太郎日本国通商産業大臣
及びマイケル・カンター米国通商代表の共同発表（仮訳）

1995年6月28日

ジュネーブ

両大臣は、米国政府及び日本国政府が成功裡に包括協議の下の自動車・同部品に係る協議を終結させたことを発表する。両大臣は、包括協議の一部ではなく、両国政府の努力を捕すべきものである両国の民間セクターにおける2つの別々の展開に留意することを喜ばしく思う。

第一に、このような展開は、米国自動車生産者協会の日本市場への参入を一層拡大する努力を推進するという決意を、そのメンバーが表明したことである。その目的を目指して、加盟各社は、例えば日本市場に右ハンドルの新車種を導入すること、日本における販売流通ネットワークを拡大すること、宣伝・販売促進経費を増大することを予想している。

第二の展開は、6月に日本における、ディーラー網に対する外国自動車メーカーのアクセス機会を拡大するという日本自動車販売協会連合会による発表である。この発表によれば、特定の外国自動車メーカーが、新車種の日本市場への投入のための具体的な計画をその投入のタイミングについての計画とともに自販連に持ち込む場合には、自販連は、外国製自動車の販売する意思又は販売することに関心を有するディーラーを発掘する目的のため、その加盟各社の調査を行うこととする。関心のあるディーラー各社及びそれぞれの窓口のリスト及びその調査結果の主要点につき、外国自動車メーカーから要請があった場合には通知する。もちろん、外国メーカーが自ら市場調査を行うことは自由であり、このイニシアティブを利用することを強制されないということは言うまでもない。この調査を要請する外国メーカー及びこの調査に積極的に対応する日本のディーラー各社が、お互いにフランチャイズ契約を締結する義務を負うことはない。

共同プレス発表

1995年6月29日

ジュネーブ

1. 橋本大臣とカンター大使は、ジュネーブにおける自動車・同部品協議の際に、自動車・同部品問題の競争政策的側面について議論する機会を持った。
2. 橋本大臣とカンター大使は、日本にとって、自動車分野を含むあらゆる産業分野で公正な市場アクセスと競争を確保するため、強力な競争政策及び執行が重要あるということで、認識が一致した。両者は、販売網への競争的なアクセスを保証する上でディーラーシップにおいて競争政策が重要な役割を果たすことに留意した。
3. 橋本大臣は、日本国政府が、適当な場合には国会の承認を得た上で、公正取引委員会の組織及び人員の面での強化を求める意図を有することを確認した。カンター大使は、これを歓迎するとともに、競争政策分野一般についていくつかの提案を行った。橋本大臣は、これらの提案を、村山総理大臣、河野副総理、小粥公正取引委員会委員長及びその他の適当な関係者及び国会議員に伝えることを約した。